

国際的なクルーズ船の寄港拠点の形成に向けて

1. 背景



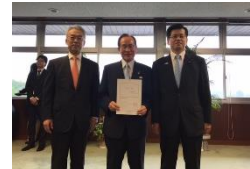
2. 港湾法改正による国際旅客船拠点形成のための新たなスキームの創設

（公共）係留施設等受入環境の整備
（民間）旅客施設等への投資 ⇒ 係留施設の優先的な使用权を取得

3. 国際旅客船拠点形成までの流れ

- 平成29年7月 8日 改正港湾法施行
- 平成29年7月26日 国際旅客船拠点形成港湾に指定（港湾法第2条の3）

- 港湾管理者が拠点形成のための計画を作成（港湾法第50条の16）
- 旅客施設等に投資を行う民間会社と協定を締結（港湾法第50条の18）



平成29年7月26日指定書交付式

佐世保港国際旅客船拠点形成計画の概要

1. 国際旅客船拠点形成計画の目標

佐世保港は東アジアに近い地理的優位性を生かし、カーニバル社とともに日本に寄港するクルーズ船のゲートウェイ機能を有した拠点港として発展していくことを目指す

表_目標年における寄港回数

	2020年 (平成32年)	2024年 (平成36年)
寄港回数(回)	295	395



(2) プロモーション等（ソフト系施策）

- 地元観光コンベンション協会と連携した受入態勢のもと、お出迎えやお見送りの際に各種イベントを実施
- 国際ターミナル内では地元物産品の販売等を実施



2. 拠点形成に向けて取り組む事業（国際旅客船取扱埠頭高度化事業等）

(1) 施設整備（ハード系施策）

- 三浦地区（平成30年7月供用開始予定）
- 浦頭地区（平成32年4月供用開始予定）



3. 係留施設（岸壁）の優先的な利用

拠点供用開始後の20年間、カーニバル社は、他のクルーズ船社に先立ち、以下の地区における係留施設の区分に応じて、利用予約年の前々年の1月以降、係留施設の利用予約【佐世保港全体:300日/年（三浦:50日/年、浦頭:250日/年）】が可能となる。
※優先予約受付期間以降の予約については、カーニバル社と他船社を平等に取り扱う

表_各主体の整備スケジュールイメージ

整備主体	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
市		駐車場等の整備			拠点供用開始
国		係留・水域施設の整備			
カーニバル社		旅客施設の整備			



表_優先予約のイメージ

地区	年	N年												N+1年												N+2年				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
浦頭		優先予約受付期間																								優先予約対象期間				
三浦		優先予約受付期間																												